

入 札 説 明 書

千葉労働局では、「令和7～11年度 千葉労働局業務用自動車リース契約」を、以下の要領で一般競争入札に付します。

1 一般競争入札に付する事項

- (1)調 達 件 名 令和7～11年度 千葉労働局業務用自動車リース契約
- (2)仕 様 等 別添「仕様書」に記載のとおり。
- (3)履 行 場 所 別添「仕様書」に記載のとおり。
- (4)履 行 期 間 別添「仕様書」に記載のとおり。

2 競争参加に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」若しくは「役務の提供等」において、A又はB若しくはCの等級に格付けされている者であって、競争参加地域について「関東・甲信越」が有効である者。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な履行が確保される者であること。
- (7) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (8) 過去1年間に労働関係法令の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分を受けている等、社会通念上信用を失墜しており、当該業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

3 入札参加手続に関する事項

本案件は電子調達システム（GEPS）で行う。なお、電子調達システムでの入札参加が困難な場合は、支出負担行為担当官に申し出た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。

- (1) 電子入札での参加を希望する者

この一般競争入札に電子入札での参加を希望する者は、令和7年9月29日（月）15時00分までに資格審査結果通知書の写し、競争入札参加申込書（別紙1）、暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙6-1）、役員一覧（別紙6-2）、保険料納付に係る申立書（別紙7）、自己申告書（別紙8）、

性能等証明書（別紙 9）を電子調達システムにより提出すること。

(2) 紙入札での参加を希望する者

この一般競争入札に紙入札での参加を希望する者は、令和 7 年 9 月 29 日（月）15 時 00 分までに資格審査結果通知書の写し、競争入札参加申込書（別紙 1）、紙入札による参加申込書（別紙 2）、暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙 6-1）、役員一覧（別紙 6-2）、保険料納付に係る申立書（別紙 7）、自己申告書（別紙 8）、性能等証明書（別紙 9）を千葉労働局 総務部総務課 会計第二係まで提出すること。

4 入札方法に関する事項

(1) 入札者は、車両リース費用等全てを含んだ契約金額を見積もるものとする。

(2) 入札書に記載する入札価格は、令和 8 年 4 月 1 日にリースを開始したものと仮定し、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額とすること。（免税事業者も同様とする。）

(3) 落札者の決定は、総合評価落札方式により行う。

本入札説明書に従い入札参加資格を満たし入札書を提出したものであって、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内であり、性能等証明書（別紙 9）が千葉労働局による審査の結果合格した者のうち、別添「自動車の性能に関する審査要領」に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた総合評価点の最も高いものを落札者とする。

＊ 契約金額については、入札価格に 110/100 を乗じた額とし、1 円未満の端数があるときは、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」第 2 条第 1 項の規定に基づき、その端数金額を切り捨てるものとする。

(4) 入札保証金及び契約保証金は免除とする。

5 入札書の提出に関する事項

入札書は電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙入札による参加申込書（別紙 2）を提出している者は紙により入札書を提出するものとする。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の受領期限

令和 7 年 9 月 22 日（月）9 時 00 分～令和 7 年 9 月 30 日（火）9 時 00 分

① 電子調達システムに到着するよう提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うものとする。

② 内訳書の提出

リース車両ごとのリース料（月額及び全リース期間）等の内訳書（別紙 5）をエクセル形式又

はPDF形式ファイルで添付すること。(内訳書の添付が無い場合は無効とする。)

(提出期限内に電子調達システムに到着するよう提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。)

(2) 紙により入札を行う場合

入札書の受領期限

令和7年9月22日(月)9時00分～令和7年9月30日(火)9時00分

① 入札書の提出場所及び問合わせ先

千葉県千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎 2階

千葉労働局 総務部総務課 会計第二係 カウンター上「入札箱」

TEL: 043-221-4311

② 委任状及び入札書は、別紙の様式とする。(別紙3、別紙4)

③ リース車両ごとのリース料(月額及び全リース期間)等の内訳書(別紙5)を入札書封筒に同封のうえ提出すること。(内訳書の添付が無い場合は無効とする。)

④ 入札書の金額の訂正は認めない。また、社名欄には代表者名も記入すること。

⑤ 代理人が入札をするときは、上記③に加え、入札書を封入した封筒とは別に委任状(別紙3)を提出すること。

⑥ 入札書に必要事項を記入の上封筒(長3程度)に糊付け封入し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長)、件名及び「入札書在中」の文言を記載した上で提出すること。

⑦ 郵便による提出の際は二重封筒とし、中封筒を上記⑥と同様に作成し、上記提出時間、場所に郵送すること。なお、郵送にあたっては入札参加者の責において確実に到着したことを確認できる手段を用いること。受領期限以降到着の入札書は、理由の如何を問わず無効とする。

⑧ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

6 入札の無効及び延期等に関する事項

(1) 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等、入札を公正に行うことができないと認められるときは、当該入札参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは、取りやめることがある。

(3) 支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

7 代理人による入札に関する事項

(1) 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

(2) 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であるこ

との表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札書提出時までに別紙3の様式による委任状を入札書とは別に提出しなければならない。

- (3) 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。また、電子入札及び紙による入札ともに、復代理人による応札は認めない。

8 開札に関する事項

(1) 電子調達システムによる入札の場合

開札の日時

令和7年9月30日（火）9時40分

- ・電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(2) 紙による入札の場合

① 開札の日時及び場所

令和7年9月30日（火）9時20分～

千葉労働局 職業安定部会議室

千葉県千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎 4階

- ・提出の紙入札書については、電子調達システムへの事前登録が必要であることから、紙入札書の開札は上記日時に行うものとする。開札後電子調達システムへ登録を行い、**再度9時40分**に電子調達システムによる一斉開札を行うものとする。

- ② 紙入札書の開札及び電子調達システムによる一斉開札は紙による入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、紙による入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

- ③ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

- ④ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

- ⑤ 入札者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(3) 同額の取扱

落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者又はその代理人にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度の入札を行う。

再度入札への参加を希望する場合は、あらかじめ再度入札のために複数の入札書を用意し、別個に封筒に封入したうえで提出すること。また、何回目入札書であるか、封筒に必ず明記すること。

再度入札においては、入札金額の内訳書は落札業者のみが提出すればよいものとする。

なお、紙による入札において入札者または代理人が立ち会わなかった場合及び電子調達システムにおいて開札時刻に端末前に待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

9 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この入札説明書に疑義が生じる場合は、**令和7年9月19日（金）15時00分**までに千葉労働局 総務部総務課 会計第二係まで問合わせること。なお、問い合わせについては原則書面（任意様式）にて行うものとし、質問内容及び回答については入札参加希望者全員に書面にて通知する。
- (3) 入札希望者は、支出負担行為担当官から提出書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 競争入札参加申込書（別紙1）を提出した者が入札を希望しない場合、**令和7年9月30日（火）9時00分**までに連絡すること。

なお、入札辞退を理由として、以後の入札に不利な取扱いを行わない。

- (5) 入札した者は、入札後、次の理由に該当する以外、入札公告、この入札説明書についての不明を理由として異議を唱えることはできない。
 - ① 千葉労働局が本件入札公告及びこの入札説明書に違反した行為を行った場合
 - ② 契約期間内に予期することのできない経済事情の激変などによって、契約の履行ができない場合
 - ③ 支出負担行為担当官及び落札した者の双方が契約の解除について同意した場合
- (6) 入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。
- (7) 落札者の決定後、当該契約の締結につき契約書を作成し、双方で取り交わすものとする。
- (8) 担当者等から提出される入札関係書類は事業者としての決定であることを要し、押印が省略された入札関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金の徴取をする場合がある。

以 上

自動車の性能に関する審査要領

1. 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件を全て満たしていること。

2. 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点＝環境性能（燃費値）に対する得点÷入札価格に対する得点とする。
- ② ①の「環境性能（燃費値）に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100点）を与え、さらに、環境性能（燃費値）について、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」第6条による「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月）」の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は、50点を満点とし、入札者が納品しようとする自動車の環境性能が、燃費目標値（燃費基準値の2倍とする。）と燃費基準値の間のどの位置にあるのかをもつて評価する。具体的には、以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

つまり、「環境性能（燃費値）に対する得点」は、以下で算出することとなる。

$$= 100 + 50 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}}$$

3. 自動車の燃費値の算定方法

原則、WLTCモードによる燃費値を使用するものとする。

競争入札参加申込書

支出負担行為担当官

千葉労働局総務部長 殿

商号又は名称

代表者氏名

下記の入札に係る一般競争入札に参加したいため、「資格審査結果通知書」(写)を添えて入札参加を申込みいたします。

記

1. 入札案件

令和7～11年度 千葉労働局業務用自動車リース契約

2. 担当者名

3. 連絡先

TEL

メール

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

千葉労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札方式で参加いたします。

記

1 入札案件名

令和 7 ～ 11 年度 千葉労働局業務用自動車リース契約

2 電子調達システムでの参加ができない理由

（例）電子調達システムの登録が完了していないため。

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

千葉労働局総務部長 殿

住 所

委任者 商号又は名称

代表者氏名

住 所

受任者 商号又は名称

(代理人) 受任者氏名

私は都合により を代理人と定め、下記の入札
及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

記

件名「令和 7～11 年度 千葉労働局業務用自動車リース契約」

入 札 書

金 _____ 円

件名「令和7～11年度 千葉労働局業務用自動車リース契約」

※内訳書（別紙5）を添付すること。

入札要領及び仕様書を承諾の上、入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

代 理 人 氏 名 _____

支出負担行為担当官

千葉労働局総務部長 殿

内 訳 書

件 名： 令和 7 ～11年度 千葉労働局業務用自動車リース契約

	納車官署名及び車種名	月額リース料金単価① (税抜き)		台数②		リース月数③※		計①×②×③	
①	千葉労働局総務課	円	×	1 台	×	48ヶ月	=		円
②	船橋労働基準監督署	円	×	1 台	×	48ヶ月	=		円
③	成田労働基準監督署	円	×	1 台	×	48ヶ月	=		円
3台合計(税別)									円

※令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 2 年 3 月31日のリース期間のため

入札説明書及び仕様書を承諾の上、見積もりいたします。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 _____

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

支出負担行為担当官

千葉労働局総務部長 殿

誓 約 書

() 私

() 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1、契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2、契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他各号に準ずる行為

令和 年 月 日

住 所 :

社 名 :

代表者名 :

* 個人の場合は生年月日を記載すること。

* 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料（別紙6-2等）を添付すること。

役 員 一 覧

令和 年 月 日

法人名	
-----	--

※ 必ずフリガナを記入

役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日
	()	T S H 年 月 日
	()	T S H 年 月 日
	()	T S H 年 月 日
	()	T S H 年 月 日
	()	T S H 年 月 日
	()	T S H 年 月 日
	()	T S H 年 月 日
	()	T S H 年 月 日
	()	T S H 年 月 日
	()	T S H 年 月 日
	()	T S H 年 月 日

(注) 本様式には、法人の登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの、船員） 保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

（住 所）

（名 称）

（代表者）

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により送検され行政処分を受け、又は行政指導を受けていないこと。
- 3 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- 4 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により送検され行政処分を受け、又は行政指導を受けた場合には、速やかに報告すること。
- 5 前記1から4について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

千葉労働局総務部長 殿

性能等証明書

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

「令和7～11年度 千葉労働局業務用自動車リース契約」に係る入札について、下記のとおり相違ないことを証明します。

1 仕様書の適合性

小型乗用車		仕様	適否	備考
年式		新車	適 ・ 否	
駆動方式		FF	適 ・ 否	
スタッドレスタイヤ装着の有無		無	適 ・ 否	
台数		3台	適 ・ 否	
総排気量		990cc～1500cc未満程度	適 ・ 否	
車両重量		1,500kg以内	適 ・ 否	
全長		4,700mm以内	適 ・ 否	
全幅		1,700mm以内	適 ・ 否	
全高		2,000mm以内	適 ・ 否	
荷室		可倒式リアシート	適 ・ 否	
乗車定員		5名	適 ・ 否	
トランスミッション		4速オートマチック以上又はCVT(無段変速オートマチック)	適 ・ 否	
車体の色		シルバー、グレー、白のいずれかを基調としたもの。	適 ・ 否	
環境性能	排ガス性能	電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、これに加えて仕様書別紙6の表1に示された区分の排出ガス基準(ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。)に適合するとともに、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、「WTLCモード燃費値算定方法」に示された算定式により算定された燃費基準値を下回らないこと。	適 ・ 否	
装備	エアバックシステム	運転席及び助手席	適 ・ 否	
	アンチロックブレーキ	装備	適 ・ 否	
	ETC車載器	<u>総務課に納車予定の車両については、ETC車載器を搭載すること。</u>	適 ・ 否	
	空調	オート又はマニュアルエアコン	適 ・ 否	
	カーナビゲーション	ビルトインタイプ、ディスプレイ7型以上、セットアップ作業の実施を含む。 <u>※導入機器は、チューナーレス(ワンセグ機能なし)の機器に限る。</u>	適 ・ 否	
		納品から3年間に1回は地図データを無償更新することとし、受託者において更新作業及び更新SDカードを用意すること。	適 ・ 否	
	AM／FMラジオ	カーナビゲーション装備でも可	適 ・ 否	
	バックモニター	カーナビゲーション装備でも可	適 ・ 否	
	ドライブレコーダー	ワンボディ型、解像度1,920×1,080以上、フレームレート27fps以上、記録媒体microSDカードとし32GB以上のものを1枚装備すること。	適 ・ 否	
		走行中は常時録画し、Gセンサー搭載、記録時間は180分以上とすること。	適 ・ 否	
	パワーウインドウ	最低でも運転席側に装備していること。	適 ・ 否	
	キーレスエントリー	スマートキーでなくても可	適 ・ 否	
冬季	フロアマット	前席、後席分	適 ・ 否	
	付属品等	スペアタイヤ又はタイヤ応急修理セット、停止表示盤、標準工具	適 ・ 否	
	寒冷地仕様	不要	適 ・ 否	
	スタッドレスタイヤ	不要	適 ・ 否	
	安全装備	安全運転サポート車又は被害軽減ブレーキ搭載車であること。	適 ・ 否	

自動車保険		仕様	適否	備考
加入対象台数		3台	適 ・ 否	
補償内容	対人賠償保険	(1名につき) 無制限(免責なし)	適 ・ 否	
	対物賠償保険	(1件につき)無制限(免責5万円)	適 ・ 否	
	車両保険(一般型)	リース車両を補償できる額(免責10万円)	適 ・ 否	
特約 その他		<u>フリート契約であること。</u>	適 ・ 否	
		対人・対物とも、示談交渉サービス付きであり、約款等に明記されていること。	適 ・ 否	
		運搬・搬送費用(ロードアシストサービス)付きであること。	適 ・ 否	
		弁護士費用特約(自動車事故限定)付きであること。	適 ・ 否	
		年齢制限なし、搭乗者保険なし	適 ・ 否	
		無保険車傷害保険、対人臨時費用については、不担保とする。	適 ・ 否	
		仕様書記載以外の自動付帯特約を不担保とすることは不可である。	適 ・ 否	
		保険を使用しない場合における示談交渉等の専門情報の提供及び助言並び事故受付対応を行うこと。	適 ・ 否	
		加害事故のほか、自損及び被害事故についても別途定める様式により速やかに事故報告書を作成し、事故当事者が所属する労働局に提出すること。	適 ・ 否	

業務内容等	仕様	適否	備考
賃貸借期間	賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの48ヶ月とする。	適 ・ 否	
納車場所	「納車場所一覧(仕様書別紙2)」に記載のとおり。	適 ・ 否	
納車計画	契約締結後速やかに、労働局に納入される車両の安全な運行を確保するために必要な体制(整備工場等)を構築すること。	適 ・ 否	
納車対応	賃貸借契約後令和8年3月中に車両登録等の手続を行うとともに、令和8年4月1日に指定の場所に納車すること	適 ・ 否	
業務内容	仕様書6に記載のとおり。	適 ・ 否	

業務実施体制等	仕様	適否	備考
実施体制	本業務の実施に当たっては、統括管理者を1名おくこと。統括管理者は、本業務全体を統括し、必要な意思決定を行い、他の事業所の業務を把握し、進捗管理、他の事業所への指導等を行うこと。また、労働局との連絡調整等を担当すること。	適 ・ 否	
管理体制	本業務の「作業計画書(仕様書別紙4)」を作成し、労働局に提出すること。	適 ・ 否	
会議	作業の進捗状況等を報告するため、労働局の担当職員との会議を必要に応じて行うこと。また、当該会議の開催を「作業計画書(仕様書別紙4)」に記載すること。 また、当該会議の開催の都度、原則3営業日以内に議事録を作成し、関係者に内容の確認を行った上で、労働局の担当職員の承認を得ること。	適 ・ 否	

その他	仕様	適否	備考
自動車維持に係る費用	「自動車の維持に係る費用(仕様書別紙5)」については、受託者の負担とすること。	適 ・ 否	
配備換え	納車された車両については、他の労働基準監督署及び公共職業安定所等に配備換えを行う可能性があるが、受託者は、配備換え後においても、仕様書に基づき必要な対応を行うこと。	適 ・ 否	
秘密保持	業務遂行上知り得た労働局に関する情報については、漏洩しないこと。	適 ・ 否	
疑義	本仕様に疑義が生じた場合は、速やかに労働局と協議の上、その指示に従うこと。	適 ・ 否	

2 自動車性能の適合性

提案車	
車名	
型式	
車両重量	
燃費値（※）	

※原則、WLTCモードによる燃費値を使用するものとする。

「環境性能（燃費値）に対する得点」＝

$$\left[100 + 50 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費基準値}} \right] = \boxed{}$$

※上記方法にて算出した数値に端数が生じた場合、小数点第一位以下を四捨五入する。

車両重量	燃費基準値
741kg未満	24.6km/L
741kg以上 856kg未満	24.5km/L
856kg以上 971kg未満	23.7km/L
971kg以上 1,081kg未満	23.4km/L
1,081kg以上 1,196kg未満	21.8km/L
1,196kg以上 1,311kg未満	20.3km/L
1,311kg以上 1,421kg未満	19.0km/L
1,421kg以上 1,531kg未満	17.6km/L